

果樹苗小規模改植等助成事業 運用ガイドライン

(目的)

和泉市果樹振興会(本会)、いずみの農業協同組合、和泉市農林行政所管部署、大阪府泉州農と緑の総合事務所農の普及課から組織される「和泉市果樹産地構造改革協議会」が策定する「和泉市果樹産地構造改革計画」に基づき、果樹栽培農家は、安心安全な高品質果樹の産地維持・発展に取り組んでいるところである。

しかしながら、近年では当産地の果樹栽培農家は年々減少しており、そのほとんどが家族経営で、高齢化に加え後継者不在の状態が続いており、また、肥料等の価格高騰など経営も厳しい状況である。

このことから、本会では果樹栽培農家の営農環境の改善を目的に、市農林行政担当部署と協議し、果樹苗の購入に関して、予算の範囲内において一部助成する取組みを、令和8年度から実施することとした。

(助成事業の内容)

- 1 国の「果樹経営支援対策事業助成金」の対象とならない果樹の改植・新植等に係る果樹苗の購入費用を助成対象とする。
- 2 事業実施年度の前年度の11月1日から事業実施年度の10月31日までに、1万円以上の額で購入した果樹苗を対象とする。また、先払いの場合は、納品日を対象とすることができるものとする。
- 3 対象の果樹苗については和泉市内の園地に植樹されていること。
- 4 対象品種は、温州みかんだけでなく雑柑類やぶどうなど多種の果樹栽培を行うことで周年での収益確保が図れるよう、果樹類全般とする。

(助成対象者)

和泉市果樹振興会の会員又は道の駅いずみ山愛の里出荷協力会会員並びにその他果樹生産者で、引き続き5年以上営農を行う意欲のある者。

ただし、自家消費的栽培は除く。

(助成金の額)

果樹苗の購入費の50%の額(100円未満切り捨て)、又は基準額(30,000円)のうちいずれか少ない方の金額とする。

ただし、申請多数により、先に算出した助成金の合計額が予算額を超える場合、助成金の額に応じ、予算の範囲内で按分の上決定する(100円未満切り捨て)。なお、この予算の範囲とは、市からの補助金交付額から振込手数料を除いたものとする。

(周知方法)

果樹振興会会員には果樹振興会総会終了後個別通知を行う。また、会員以外の果樹生産者への通知は、広報いずみ、市のホームページ、道の駅生産出荷部会会員あてメールや荷捌き場掲示板などを活用し、広く周知を図るものとする。

(申請について)

- 1 助成を希望する者は、会長に対し申請を行うものとする。
- 2 申請の受付期間は、事業実施年度の10月1日から11月30日までとする。

(交付申請方法)

助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した文書(様式第1号)に、果樹苗購入に係る証明書類(領収書、引落明細書等)及び購入した果樹苗を対象園地に植樹した写真を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、年齢、住所、連絡先及び所属
- (2) 対象園地の所在及び面積
- (3) 購入の目的及び理由
- (4) 購入品種、購入本数、購入先
- (5) 購入金額、購入日
- (6) 振込先
- (7) 現在の主な出荷先
- (8) 次年度の予定購入品種、購入本数、購入先

(交付決定等)

- 1 会長は、申請者より申請があったときは、その内容の審査をし、適当と認めるときは、助成金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、交付決定した金額を記載した文書(様式第2号)により、当該申請者に通知し、速やかに支払うものとする。
- 2 会長は、交付決定にあたり、必要に応じて条件を付することができる。この場合において、その条件を前項の文書に記載するものとする。
- 3 会長は、第1項の審査をし、適当でないと認めるときは、助成金の不交付の決定をし、その理由を記載した文書により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

- 1 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 交付決定の内容又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- 2 会長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、次に掲げる事項を記載した文書(様式第3号)により、当該交付決定者に通知するものとする。
 - (1) 既交付決定額

- (2) 交付決定取消額
- (3) 交付決定を取消した理由

(助成金の返還)

会長は、交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、返還を命じる額及び返還期限を記載した文書（様式第4号）により、助成金の返還を命じるものとする。

(余剰金の返還)

当該事業は年度末に集計し、当該事業に係る市からの補助金に余剰金がある場合は、市へ返還するものとする。

(その他)

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和8年5月26日から施行する。

果樹苗小規模改植等助成金交付申請書

年 月 日

和泉市果樹振興会 会長

あて

果樹苗小規模改植等助成事業 運用ガイドラインにもとづき、次のとおり申請します。

氏名		年齢	
住所		連絡先	
所属（自家消費的栽培を除く）	和泉市果樹振興会会員 ・ 道の駅いずみ山愛の里 出荷協力会会員 ・ その他果樹生産者		
対象園地の所在	和泉市	面積	(a ・ m ²)
購入の目的及び理由	【 新植 ・ 改植 】 ←どちらかに○ () (例) 規模拡大、高収益化、老朽化		
購入した果樹苗の 品種・本数	品種 _____	本数 _____	本
	品種 _____	本数 _____	本
	品種 _____	本数 _____	本
購入先			
購入金額	円	購入日	令和 年 月 日
振 込 先			
金融機関名		支店名	
口座種別	(普 通 ・ 当 座)	口座番号	
口座名義	(ふりがな)		
現在の主な出荷先			
次年度の 予定購入品種、 購入本数、購入先	品種 _____	本数 _____	本 購入先 _____
	品種 _____	本数 _____	本 購入先 _____
	品種 _____	本数 _____	本 購入先 _____

※ガイドラインにもとづき、領収書、明細書などの写しと対象園地に植樹した果樹苗の写真を添付すること。

※振込手数料削減のため、JA いずみのの口座をお持ちの方は、振込先に指定いただくようお願いします。

様式第2号

果樹苗小規模改植等助成金交付決定通知書

年 月 日

氏 名 様

和泉市果樹振興会
会長

年 月 日付けで申請のありました果樹苗小規模改植等助成金交付申請について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

決定内容 (交付・不交付)

【交付決定の場合】

交付決定額 金 円

【不交付決定の場合】

理由

様式第3号

果樹苗小規模改植等助成金交付決定取消通知書

年 月 日

氏 名 様

和泉市果樹振興会
会長

年 月 日付けにて交付の決定をした果樹苗小規模改植等助成金交付申請について、下記のとおり取消したので通知します。

記

既交付決定額 金 円

交付決定取消額 金 円

交付決定を取消した理由

様式第4号

果樹苗小規模改植等助成金返還通知書

年 月 日

氏 名 様

和泉市果樹振興会
会長

年 月 日付けにて取消の通知をおこなった、果樹苗小規模改植等助成金
について、次のとおり返還を命じる。

記

返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	
既 交 付 決 定 額	年 月 日交付.....円